

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	施設名称及び所在地	設置場所	貸付面積	台数
1	八潮市役所 八潮市中央一丁目 2 番地 1	庁舎 1 階 自販機コーナー①	幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡)	1 台
2	八潮市役所 八潮市中央一丁目 2 番地 1	庁舎 1 階 自販機コーナー②	幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡)	1 台
3	八潮市保健センター 八潮市中央一丁目 2 番地 1	庁舎 1 階 保健センター待合室	幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡)	1 台

2 販売商品の種類等

(1) 販売商品

【共通】

- ① 清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- ② 缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- ③ 販売商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に八潮市と協議を行うこと。

【物件番号 1 のみ】

- ④ 個別包装の紙おむつ及びおしりふきを販売すること。

【物件番号 3 のみ】

- ⑤ 紙パック飲料の販売も可能とする。

(2) 価格

標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

3 貸付期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで

4 貸付料

- (1) 貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。
- (2) 貸付期間中に消費税率の改正があった場合には、改正月以降における消費税及び地方消費税相当額は、改正後の税率により再計算した金額とし、変更契約を行うものとする。
- (3) 貸付料については、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに支払うこと。

5 電気料

電気料については、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに支払うこと。

6 売上手数料

徴収しない。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置し、その設置及び撤去費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては、八潮市の指示に従うものとする。

8 報告

- (1) 設置事業者は、毎月15日までに、設置した自動販売機に係る次の事項を報告すること。
 - ① 前月分の売上数及び売上金額
 - ② その他、市に報告すべき事項
- (2) その他、市から報告の求めがあった場合は、遅滞なく報告すること。

9 貸付け場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して八潮市の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

八潮市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 八潮市の責に帰することが明らかな場合を除き、八潮市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

- (1) 大きさ、仕様及びデザイン

- ① 大きさ

幅1,200mm×奥行900mm×高さ2,000mm以内

- ② デザイン（外観色を含む） ※物件番号1を除く

ア 障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

イ 施設の内装と調和するデザインとすること。

- ③ 災害救助ベンダー ※物件番号1を除く

災害発生時に自動販売機の飲料を出すことのできる販売機とすること。なお、災害発生時に八潮市が飲料の提供が必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供するものとする。

- (2) 利用者への配慮事項

- ① 新500円硬貨及び新1,000円紙幣が使用できること。

- ② 現金及び各種電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が使用できること。

なお、庁舎内の一部では電波が不安定な場所があるため、事前に設置事業者側で接続方法などを確認しておくこと。

(3) 環境対策

- ① 「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」及び「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
- ② ノンフロン対応機とすること。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の振付基準」（JIS規格）及び「自動販売機振付基準マニュアル」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した措置を講じること。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならないこと。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機脇に設置すること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミの混入を防止するため、紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとする。

③ 使用済み容器の処理

設置事業者において、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、自動販売機の設置前に設置場所の確認を行うこと。
- ② 設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ③ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。また、極端に賞味期限が近いものは販売しないこと。
- ④ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、販売時の故障や問い合わせに対応するため連絡先を販売機のわかりやすい所に明記し、返金等の業務が発生した場合は、設置事業者の責任において即時対応をすること。
- ⑤ 自販機の設置にあたり、前後の設置事業者において協議を行うこと。
- ⑥ 設置の際は、利用者等の妨げにならないように注意し、安全に留意すること。

自動販売機設置場所を貸付けする施設の物件調書

【物件調書 1】

区 分	内 容	
1 貸 付 物 件 番 号	【 1 】	
2 施 設 名 称	八潮市役所	
3 所 在 地	八潮市中央一丁目2番地1	
4 設 置 場 所	庁舎 1 階自販機コーナー①	
5 開 館 日 及 び 開 館 時 間	開 館 日	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
	開館時間	9 時00分～16時30分
6 施 設 の 概 要	位置図のとおり	
7 自 動 販 売 機 の 設 置 状 況	1 階：3 台、2 階：2 台、3 階：2 台、4 階：2 台 （予定）	
8 そ の 他	・既設の自販機の令和7年1月～12月分の売り上げ本数：12, 123本	
9 特 記 事 項	・商品補充及び空き容器回収は、8 時00分～9 時00分の間に行うこと。	

【物件調書 2】

区 分	内 容	
1 貸 付 物 件 番 号	【 2 】	
2 施 設 名 称	八潮市役所	
3 所 在 地	八潮市中央一丁目2番地1	
4 設 置 場 所	庁舎 1 階自販機コーナー②	
5 開 館 日 及 び 開 館 時 間	開 館 日	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
	開館時間	9 時00分～16時30分
6 施 設 の 概 要	位置図のとおり	
7 自 動 販 売 機 の 設 置 状 況	1 階：3 台、2 階：2 台、3 階：2 台、4 階：2 台 （予定）	
8 そ の 他	・既設の自販機の令和7年1月～12月分の売り上げ本数：12, 888本	
9 特 記 事 項	・商品補充及び空き容器回収は、8 時00分～9 時00分の間に行うこと。	

【物件調書 3】

区 分	内 容	
1 貸付物件番号	【3】	
2 施設名称	八潮市立保健センター	
3 所在地	八潮市中央一丁目2番地1	
4 設置場所	庁舎1階保健センター待合室	
5 開館日及び開館時間	開館日	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
	開館時間	9時00分～16時30分
6 施設の概要	位置図のとおり	
7 自動販売機の設置状況	1階：3台、2階：2台、3階：2台、4階：2台（予定）	
8 その他	・既設の自販機の令和7年1月～12月分の売り上げ本数：1,534本 ※令和7年9月に保健センター内で設置場所を変更しています。	
9 特記事項	・商品補充及び空き容器回収は、8時00分～9時00分の間に行うこと。	

【位置図】

